

にしんタイムリーローン

令和6年12月1日現在

商品名	にしんタイムリーローン
-----	-------------

1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳未満かつ完済時の年齢が75歳以下の方 ・ 安定継続した収入がある方、またはその配偶者 <ul style="list-style-type: none"> ※法人代表者・個人事業主・農業経営者等の方も対象となります。 ※パート・アルバイトの方も可、ただし、年金収入のみの方は対象になりません。 ※勤続年数、営業年数は問いません。 ・ アイフル株式会社の保証が得られる方 						
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由 ・ 事業性資金、借換資金も対象となります。 						
3. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上500万円以内（10万円単位） 						
4. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内（または返済回数120回以内） ・ 約定返済日の関係による1か月未満の期間の延長は可。 						
5. ご融資形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書貸付 						
6. ご融資利率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">ご融資金額</th> <th style="width: 40%;">ご融資利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円以内</td> <td>年14.5%（保証料込み）</td> </tr> <tr> <td>410万円以上</td> <td>年10.0%（保証料込み）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※保証料は、ご融資利率に含まれています。 ・ 延滞損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。 	ご融資金額	ご融資利率	400万円以内	年14.5%（保証料込み）	410万円以上	年10.0%（保証料込み）
ご融資金額	ご融資利率						
400万円以内	年14.5%（保証料込み）						
410万円以上	年10.0%（保証料込み）						
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等分割返済とします。 ・ 申込金額の50%以内の元金について6か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・ 返済日は、毎月10日とします。 						
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要です。 						
9. 保証会社・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイフル株式会社 ・ 保証料は、ご融資利率に含まれています。 						
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 運転免許証、住民基本台帳カード（写真付）、在留カードもしくは特別永住者証明書 の写しなど（原本の確認が必要となります。） ・ 所得確認書類 ※お申込金額が110万円を超える場合は、次の書類（写し）のいずれか 源泉徴収票、確定申告書、住民税決定通知書、所得証明書、納税証明書その2 						
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料3,300円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。 						

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>13. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えいたしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫